

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市 消費生活相談員による相談窓口を週3日に拡充

**紀の川市
消費生活相談窓口**

紀の川市では、専門的な知識をもった相談員による消費生活相談窓口を週3日開設し、トラブル解決のお手伝いをおこなっています。

01 意図しない定期購入
お試し購入と思って購入したが、定期購入になっていた！ など

02 クーリングオフをしたい
突然の訪問営業や電話営業で思わず契約してしまった！ など

03 インターネット通販でのトラブル
SNSの広告を見て商品注文したが異なる商品が届いた！ など

04 詐欺・身に覚えのない請求
もうけ話に騙された！記憶のない請求書が届いた！ など

紀の川市消費生活相談窓口
☎ **0736-79-3919**
【日時】月・水・金曜日 10:00~16:00
(12:00-13:00のそく)
【場所】紀の川市役所本庁4階 相談室1

月・水・金曜日以外でも、相談を随時受け付けています。
[窓 口] 紀の川市 商工労働課 (紀の川市役所本庁4階)
[電 話] 0736-79-3919 (消費生活相談専用電話番号)
[受付日時] 8:45~17:30 (平日のみ)

令和6年4月1日紀の川市商工労働課発行

紀の川市では、専門的な知識をもった相談員による消費生活相談窓口を開設しています。

社会情勢等の変化により、複雑多様化した消費者問題に関する相談体制の更なる充実を目指して、昨年度までは週一回であった専門相談員による相談窓口を今年度から週三回に拡充しました。

消費生活相談窓口 概要

- 相談日…
毎週月・水・金曜日(祝日を除く)
- 時間…
午前10時~午後4時
(正午~午後1時を除く)
- 場所…
紀の川市役所 本庁 4階 相談室1

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 農林商工部商工労働課 担当:佐野・北山・中村

TEL:0736-77-2511 FAX:0736-79-3928

E-MAIL: sano-003@city.kinokawa.lg.jp

